横浜市立山内小学校PTA個人情報取扱細則

(目的)

第1条 本細則は、横浜市立山内小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員・委員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に 「個人情報データベース」という。)の取り扱い等について定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長及び各委員長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、管理者が認めた者とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定めるものをいい、以下も同様とする。)をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を、本人に明示する。 なお、要配慮個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第2項に定めるものをいい、以下も 同様とする。)を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報の利用目的は、PTA活動に関するものに限定する。目的外の利用は行わない。

(管理)

第8条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。 不要となった個人情報は取扱者が適正かつ速やかに廃棄し、管理者に報告するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第9条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトの使用等、適切な状態で保管することとする。また、個人情報を保管場所から持ち出す場合、ファイルにパスワードをかける等、適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

- 第10条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること に対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第11条 個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。ただし、 第10条各号の場合についてはこの限りでない。
 - 第三者の氏名
 - 提供する対象者の氏名
 - 提供する情報の項目
 - 対象者の同意を得ている旨

(情報開示等)

第12条 本会は、会員本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた場合において、関連法令に照らして当該求めに応じることが適当である場合には、これに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報データベースの管理者又は取扱者は、個人情報データベースの漏えい等(紛失含む) したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会会長に報告する。

(研修)

第14条 本会は、本会役員及び委員に対して、定期的に、個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第15条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第16条 本会の「横浜市立山内小学校PTA個人情報取扱細則」は、実行委員会において改正する。

附則 本細則は、2018年2月6日より施行する。